

## 平成29年度 第3回石巻市市民公益活動推進委員会 会議録

○開催日：平成30年1月29日（月）14：00～15：30

○場所：4階 401会議室

○出席者：

委員＝佐々木万亀夫委員、大槻やす子委員、小林厚子委員、神澤祐輔委員、大浪茂委員、  
木村正樹委員、小松直子委員（代理 小島晋宮城県環境生活部副参事兼共同参画社会推進  
課長補佐）、北川進委員（委員10人中8名出席）

市側＝岡復興政策部次長

事務局＝（地域協働課）佐藤課長、三浦課長補佐、鈴木主幹、高梨主任主事

傍聴者＝0名

### ※当日配布資料

・次 第

・資料1 「ガイドラインの改正について」

・資料2 「NPO支援に関する基本方針」について

・資料3 石巻市市民公益活動推進委員会スケジュール

### 1. 開会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 議 事

#### （1）ガイドラインの改正について

【資料1】に基づき事務局説明

《質疑応答》

質疑応答なし

会長より、事務局説明のとおり「NPOへの委託の透明性を確保するためのガイドライン」改正については保留とし、先に「NPO支援に関する基本方針」の見直しについての協議をすることで了解してよろしいか。

※意見なしで了承された。

#### （2）「NPO支援に関する基本方針」について

【資料2】に基づき事務局説明

《質疑応答》

大浪委員：NPO支援オフィスの場所はどこか。

事務局：総合体育館の裏である。総合体育館の敷地内であるがわかりにくい場所にある。

佐々木会長：山の上なので、車がないと利用しにくい。

木村委員：基本方針が出来てから見直しをしていないので、文言的にも、例えば基本方針1の2の「支援に当たって」④の「NPOの有償性の認知」とあるが、これは有償ボランティアということだが、当時はそういう言葉が流行っていたからだと思うので、文言は直したほうが良いと思う。

また、基本方針2の2「支援に当たって」の、「石巻広域圏全体での」というのも、当時合併の岐路にあって石巻広域圏全体で、という話だったが、今は2市1町体制になっているので、それも含めた形にするのか、などは考えるべき。

協議事項であった、団体の範囲というところで、5人以上の構成員というのも当時

NPO法人自体が10人の構成員で、その半分程度ということで決めた感じで、確かに一般社団法人は2人からということになっているが、これはあくまでも任意団体としての要件だと思うので、一般社団とか一般財団とかというのではなく公益法人など、みたくに取り上げたほうがいいのではないかと。

また、人数の要件も3人くらいでどうかと考えている。

文言を「NPO」から「市民公益活動団体」に、というのはそれでいいと思っている。

もっと言えば、行政側として踏み込んで行政の役割じゃないけれどもこういう風に取り組むみたいな、具体的にもう一歩進んだような文言があればいいのかなと思う。

事務局 : 団体の人数についても一般社団法人、一般財団法人などをどうするか、ただ条例でも市民公益活動団体の定義として謳っているの、条例についても併せて検討が必要かと思う。

また、行政職員についても、もう一歩踏み込んだということでは今回市のほうの担当課、いろんなNPO団体と一緒に取り組んでいる担当課の意見も聞かないとなんともいえないが、市側として一歩踏み込んだ協働というところで、どうしたらいいか、というところは検討していきたい。

北川委員 : 資料2 9ページで、改正点①の支援という言葉は協働に置き換えるということで、追加項目と関連して左にある4番までを協働としての形態に追加するということが、支援を協働に変えるということを具体的な意図をもう少し確認したい。

事務局 : 今回支援から協働に変えたいというのは、支援となると一方的に行政側から団体への何かしらの支援という感じだが、協働というお互いに対等な立場で、団体のやるべきこと、責任をもってやることはやってください、市のほうも行政のやるべきことはやります、お互いに連携しあってというところが必要で、15年前とだいぶ変わっているのかなと、いうところで支援を協働に変更したいと考えている。

北川委員 : 今の説明に対して理解できる。当時と違い、もうパートナーシップを組んで世の中の問題を一緒に解決しますよという、まさしく協働という文言は絶対的に必要と考える。支援と協働だとやっぱり意味合いが当然変わってくるので、協働は必要だけでも、支援がなくなってもいいのかというのが気になった。

協働することにより支援につながることもあるという感じ、支援の先が協働というパターンもあるだろうし、非常に支援が必要なところという場合もある。

それをこの基本方針のなかで、どう触れていくのかというところが、少し議論が必要と考える。

追加項目1～4、みんな大事なことだと思うけれど、当然これだけでいいのかというのと、追加項目の5番6番がどちらかという支援に近い形だと思うけれど、こういったものが支援、というだけでいいのか、などがちょっと気になったところである。

改めて説明を聞いたうえで、基本方針の中で支援に当たる部分を抜き出してみると、人材育成が必要というのは支援につながると思うし、財政的な部分が触れられて、特に補助金、NPOに特化したものがないということだが、やはりNPOに含まれた支援につながるお金の面、あと情報を提供するか情報を公開する場の提供などや交流とか、保険の話の中で環境整備をしていくこともNPOの支援につながるであろうと、あとは全体的に言っている委託業務をお願いすることでNPOの運営の支援になっていくというようなことが、今説明を受けた資料の中から読み取れたが、それだけでいいのかというところに、議論が必要だと感じた。

事務局 : 今後、委託事業の支援にということで、基本方針の中には盛り込まなければなら

いのかなと思う部分もあるが、実際に基本方針を改めるにあたり、団体で活動しているみなさんからもっとこういうのもあるよ、というお話があればこの中で提案いただきたい。

佐々木会長：それでは委員の方々より意見をいただきたい。宮城県の方の状況をお願いしたい。

宮城県小島氏：この基本方針は、平成17年度の合併を機に作られたということで、当時から特性を意識して、かつ自立性も尊重しながら行政として支援する考え方をストレートに書かれている。

そのあとの社会状況の変化や、震災などがあって、その経過の中で支援という基本の柱から協働という地域で活動している方と行政が対等な形でパートナーシップを取りながら、よりよい方向にお互いが意見を言い合いながら進めていくという、この基本の柱を基に一緒に開催するものであったり、そういう形の中のひとつのツールとして支援の今後は位置づけられていくのかなと、思う。

県では、平成28年度に第4期の宮城県民間非営利活動促進基本計画を定め、平成32年度までの5年間、各年度計画の進行管理を行っており、活動促進委員会を開催し、民間のNPOの方々利用者などにも参画いただきながら、基本計画策定なども進めてきた。県の計画そのものはNPOという観点から、幅広い観位の位置づけにしており、その中にはNPO法人や一般社団法人などを包含する形で基本計画が策定されているところである。

今回、石巻市では、条例との連携を取らなくてはならないという難しさがあるが、基本方針のNPOを市民公益活動団体と変更するとなったときに、NPOってもっと幅広い任意の団体というところから、今回の条例の市民公益活動団体となったときに、5人以上と制約されてくるところがあるので、若干（対象が）しぼられているということに関して大丈夫か確認する必要があるかもしれない。

これまで通り、幅広いNPOという形の中で協働の手法として、5人以上のところの業務委託という観点から定義していくというのもありではないかと感じた。

県の協働状況は、委員などの参画、資金的な部分ではさきほどいった補助金などあるし、連携の部分では民間企業と連携して、1つは東北労働金庫さんと連携して預託をすることによって低利の貸付制度を実施したり、最近ですと日本政策金融公庫さんとソーシャルビジネスの支援のネットワークなどを構築して、パートナーの税理士などと連携して総合的にNPOを支援する、必要に応じて資金を政策金融公庫から提供するなどの取り組みをしており、全体的に連携しながらNPOを支援するという取組をしているところである。

協働のあり方というの、いろいろあるのかと思っている。

佐々木会長：ほかに意見はないか。団体さんからなにかあればお願いしたい。

小林委員：自分たちの活動のことしか話せないところもあるが、一瞬見てハードルが高すぎるというか、もっと平たく小さい会とかはどこをどうすればいいのか、今後どうするのかというわからないが、もっとやさしい文言とかで親しみが持てるような、これを見てこれに該当するな、とか思えるようなものであったらいいと第一印象で感じた。

あとは、NPO支援オフィスの場所的なもの、雰囲気、建物が古いなど、使い勝手が悪いというか、ずっと始めのころからお世話になっているが、もうちょっと使いやすかったら、行きやすかったら、とかいうのがある。

あと、NPO連絡会議で、会議に参加してみると、格差が大きいというか、大きな団体からうちのような小さな会まで一緒に集まったときに、私たちにとっては敷居が高い。

それでも個々の繋がりなどあるので、また明日に開催される会議に行こうと思っている。

もっと小さな会がたくさん市の中にあって、そういうものも踏まえながら出来上がったらいいなという印象はあった。

神澤委員 : 私の方の団体にしても、なかなか市との協働はできないが、市との協働について何かできることがあればやりたいと日々考えている。

NPO自体が情報を発信する提供する場みたいなものと、行政の内部での意識改革の場みたいなものは、今、結構別々にやっている感があり、NPO側が情報を発信しても、それを行政側の人たちが認識しているのか、逆に僕たちが行政側へどういう風に情報提供をしていけばいいのか、お互いの距離が縮まってないと感じる部分があって、協働というところにつなげていく前段階で理解が深まればというのを、具体的に考えていければいいのかな、と感じている。

お互い意見を出し合ってまとめていければ、さっき「ハードルが高い」というのがあったが、もう少し低くできるのかなと感じた。

佐々木会長 : きょう決定するわけではないが、9ページの協議事項、改正点の文言の変更だが、NPOを市民公益活動団体という文言、支援が協働となっているが、このような方向性でよいか。

北川委員 : 私も行政とのやりとりという仕事をしているが、おそらくここに含まれている協働の意味は事務局の皆さんや我々も、こういう支援が含まれているという認識の下だとわかっているが、これからずっと将来的に協働という言葉に特化されてしまうことの可能性をどう考えるのか、平たく言うと行政は支援じゃなくて協働だから、将来的に行政には、そもそも支援という役割はなく協働の相手だ、というとらえ方をされることもあるかもしれない。そういったところを議論した上で最終的に協働というふうな言葉の使い方が、私はあっていいと思っている。協働の中に支援をどういう風に位置付けていくのか。

先ほど、小林委員や神澤委員の話聞きながら、先週この資料を読んでいったとき、ここでいう支援は何を言おうとしているのだろうか、なかなか文面からは読み取りづらく、今日の話聞いて、これも支援だ、これも支援だとだんだん整理ができたけれども、その辺がわかりづらいと感じた。

さっき条例をバーッと読んでみたが、条例の中にも、NPOの支援はこういうもの、とは触れていないので、基本方針の中にある程度の考え方が必要なのかなと感じている。

佐々木会長 : 協働という表現も、支援という風な意味合いもどこかでちゃんと掲げてくださいよ、ということか。

北川委員 : 第1回の委員会から話がでていますが、今、石巻のNPOや市民活動団体の皆さんが抱えている課題というのか、ニーズというのかを、しっかり確認すべき。

そのほかにも課題があって、すべてに答えていくことが市としての役目ではけっしてないけれど、方針の中にどのように組み込んでいくのかと思う。

木村委員 : なぜ、協働じゃなくて支援にしたのかということ、本来、協働はパートナーシップなのでお互いの対等な立場で進めていきましょう、ということに繋がると思うが、基本方針を作成した当時はそれですらも、団体側が小さかったり力がなかったり協力をもらわないと活動できないという状況の中で、行政としてどういう支援をとるところが最初にはあったと思う。

さっきの小林委員の件ではないが、団体って生まれて小さいのから右肩上がりで大きくなって法人化して、どうのこうのという姿だけではなくて、やっぱり小さいと

ころや資金抱えて大きくなるころなど、さまざまな形でいいと思う。  
どこにあわせてやりましょうか、というところで、なかなか平均というのは出せなくて、どこかの団体ごとに別の考え方をしていかなきゃならないということと、市民活動団体全体をどうしましょうということではなく、行政として市民活動団体とどういう関係性をもっていくかということだと思ふ。

そうはいつでも、行政としては小さい団体と繋がっていきたいということもあるけれど、ちょっと大きい団体が業務委託とか契約という部分でいろいろやらなければならないという部分もあって、ある程度段階別というか、どこかで整理しないと、人によって支援の考え方が違うと思うが、それを一つの基本方針で網羅するのは難しいと思われるので、糸口になるものを作っただけだと思ふ。あと、さっき市民公益団体に変更することをいいと言ったが、当時あのオフィスの名前をあえてNPO支援オフィスという名前にした。

その当時、日本の自治体の中でNPOという名前を掲げた施設はなく、ほとんど市民活動だったり市民公益活動だったりというような文言だったものを、あえて石巻市はNPOという言葉にこだわってそういう名前の冠を付けた。

その当時は、それが一つの心意気というか、市民にNPOを理解してもらっているいろいろなことに取り組んでもらおうという表れだった。

それから数十年たって、NPOだけじゃなくいろんな公益団体が出てきてということからすると、まあ先祖帰りじゃないが、市民公益団体に戻るのもいいかなと思っている。

宮城県小島氏：全体の流れとして、市民公益団体の定義としては、要件の①～⑤という定義があって、小規模な団体とか任意の活動している方がこの条件のため対象にならないということになってくる可能性があり、どこか基本方針のなかで団体の条件に当てはまらない規模で、そういう活動を開始した団体などについても支援、講座、立ち上げ時に相談する相談窓口とか、も支援の対象に含めますとか、なにかそういうのがひとつあればいいのかなと個人的には思っている。

どうしても幅広いNPO全般からこの条件となると、支援とか協働が受けられないのか、ということになった時に、そうではなくそれ以外の方も受けられるようにちゃんと文言で入っておりますと説明できるといいのかなと思った。

大槻委員：私たちが単なるボランティア活動をやっている者としては、市とのかかわりはほとんどなかった。むしろ、社会福祉協議会の方にはいろいろなことでお世話になって、それから、NPOオフィスにも大変お世話になっている。

私たちは震災で建物そのものが病院と一緒になくなってしまい、それまでは活動のため事務室があったが、なくなったとき、やっぱりどこかに拠点があほしい、しかし、今の病院の中にはそういう場所は求められないので、いまだにNPOの事務室を会議などに借りている。

その辺の分けというか、市とどのような関わりを持てばいいのかわからない。

事務局：市というよりも、NPO支援オフィスが市の施設で市から委託をしているので、市とのかかわりというところが一番なのかなと思ふ。

今、市立病院のボランティアとして入られているお話だったが、なにかしら、市立病院のほうから場所を貸していただけるというようなことはないのか。

大槻委員：建設の際にも関わらせていただいたが、狭いところでもいいのでお願いしてみたが、そういう場所は取れないと言われて、いろいろな書類などは全部事務の者が持っており、自分のところにも置いている状態であるが、それは仕方がないだろうと会員みなあきらめの気持ちもある。

だから、市役所でどこかのスペースがないかとか、いろいろなことを考えているが、NPOの事務所だって狭いですよね。

私たちは助けてもらっていて、石巻市で今は無料で使わせてもらっているが、それまではNPOオフィスを知らない時は、羽黒会館を一回一回借りていて、無料ではないので、お金を払って借りていたの、集めている会費がどんどん食い込んでいってしまった。それから誰かが無料で貸してもらえるかもしれない、と聞いてきて使い始め、今でも利用している。

宮城県小島氏：県の方には、県有の遊休施設等の有効利用に関するNPOの拠点づくり事業をやっている。たとえば県の婦人寮、勾当台会館職員寮とか、県有施設でもう老朽化してしまったけれど、壊すまでにはいかないという施設をNPO法人などに低利で貸し付ける制度などがあり、県内6箇所を実施している。

県の促進委員会の席でも、県でこういう制度を検討する際に、市町村でもそういう施設を貸せないのか、という話があった。管財課や関係課との調整もあり、今、復興の過程でそういう遊休施設の調整が難しいと思うが、一部施設の建て替えなどのタイミングで特定の期間中、低利で貸し付けるという可能性もあると思う。

佐々木会長：私から確認だが、対象とする団体は条例の第2条に5つ定められている。これは動かさないってことか。

岡次長：なぜ、基本方針を最初に改正したいのかは、第1回でも説明したけれど、NPO等市民の団体の活動に対する認識が変わってきている、その中でこれから本来どうしていきたいんだという考え方の一つとして、市の行政目的でもあるし、一般市民のみなさんの共通の目標として、協働という部分があって条例にも謳いこんでおり、支援という言葉が行政側の手段、ツールとしてしかないのか、協働という部分を前面に出させてもらって、協働を進めるうえで市の責務として必要となってくるのが支援、という構図となってくるというふうな認識は持っている。それも含めて、この問題については皆さんに議論をしていただいた結果、変えるべき部分は変えるという認識でいる。条例の方にも逆にこの方針の考え方をきちっとまとめることによって、条例との矛盾が出てくるため、条例の必要な部分の改正が必要となってくる。

佐々木会長：条例は条例でこのままで、変える必要があれば変えてもいいが、条例に準ずるといって表現で逃げられないか、プラスアルファもあるという表現はできないか。

条例は基本的に守るけれど、基本方針なので、時代の趨勢によって変化があると思う。要件に満たない団体に対しても必要に応じては支援します、(柔軟な対応)みたいな表現はできないかと。

岡次長：必要があれば行政側の手続き的なことなので、附則で除外項目作るとか、条例の中でこういう場合は別だとか、それとも一つ足すなどという部分はできるので、この部分にこだわってしまうと議論が進まなくなるので、今こうなっているけれど、こうあるべきだよという議論を頂きたい。

佐々木会長：皆さんのご意見は広げたほうがいいというようなご意見だと。資料2 9ページの①は基本的にはこの文言で、場合によっては付け加えるようなものも必要かと、②もさらに広げるような方向を事務局で検討してもらえればと思うが、皆さんのご意見を伺いたい。

最初の資料2 1ページをご覧ください。基本方針の1、2、3ってあるが、今のところこの基本方針は変更なしでと思っているか、それとも変えていった方がいいか。

木村委員：NPOという文言は出ない？

佐々木会長：直さざるをえないだろうと思う。NPOの特質性とか変えざるをえない。

それとは別に、例えば、環境整備の重視なんかはこのままでいいかもしれない。また、行政に対しては厳しい発言かもしれないが、例えば基本方針の3の5、「NPO支援の行政窓口の一本化を図ります」とあるが、「図ります」という文言になっていて、基本方針のそういうような部分があると思うので、文言はある程度変更したい、時代が変わっているのでこのままということはないと思う。

木村委員 : これは、市民公益活動団体を、という言い方でいいのか。石巻市の場合、たとえば地域の支援団体とか自治会であるとかの協働の支援とは別な考え方でいいか。

事務局 : そこも来年度検討かなと、事務局で考えている。

木村委員 : なぜかという、本来、地域の地縁団体なので、私たちNPOの活動は広い範囲で目的をもってというところで多少違いがあると思うが、次のガイドラインとかの議論が始まったときに果たして、委託団体だったり補助金や助成金っていう話と、ひとつ指定管理者制度で、石巻市も地域の小さい公民館など地域に指定管理している形で委託されているという形があると思う。今後石巻市において施設関係の委託などが大きくなっていくと思うが、別に競合するってわけではないが、すみわけはあると思うけれども、その辺の取り扱いを別にまた作ってしまうと、最初の議論と同じようにかえって大変なのかなって気がしたので。ただ、踏み込めば踏み込むほど大変かなという気もする。

事務局 : そこも、考えなくてはならない、ということで悩んでいる。今おっしゃったとおり、踏み込んだ場合は、大きく考え方を変更しなければならないので、条例も直さなくてはならないと考えている。内部でも、まだ協議していないので、今ここでこういう風というのは控えるが、木村委員のおっしゃったとおりだと思う。

佐々木会長 : 議事の(2)だが、事務局としてはもう少し議論したいか、ここでもう…。

事務局 : 先ほど話されてはいるが、9ページには載せているが、もう少し行政側で考えるだけでなく、協働というところで、それ以外になにかあればというところが、皆さんからのご意見を頂ければ、というところがある。

佐々木会長 : 9ページの追加項目以外で？

佐藤課長 : そうですね。もっと議論が必要なかなと思う。

北川委員 : ③番の情報交換、意見交換という追加項目、ここにたぶん含まれると思うが、一番最初の資料にも入れていただいていた、行政とNPOとの間で大きなお金をかけなくても行政と協働できるもそうだけれど、様々な日常の情報の共有、というか、この辺が小林委員の言った「垣根を下げる」ということにもなると思う。このあたりの表現の仕方では何か変えられるのか、何か新しい項目が必要なのかは、わからないが、もう少しここが工夫されると、それぞれの立場でのかわりというものがあると思うので、連絡会議に参加して情報共有する団体もあれば、街中で担当レベルでの話をする事で情報交換ができたり、ちょっと困ったときにカウンターに来て相談にのってくれるということだけで情報交換という場合も、ここにいろんなものがあるのかな、と、そういったところがもう少しいい表現があればいいなあ、おそらくこれだけ見ちゃうといつもの連絡会議や定例の集まりのイメージみたいになってしまう。

佐々木会長 : 基本方針の3の2、次の3の3とちょっとかぶる。新規に意見交換の場を追加するのかと、とらえられるような気がする。

北川委員 : 小林委員が言ったこともよくわかる。こういうオフィシャルな場だけではない、なんかもっとこう、それがうまく言えないが、そういう曖昧性が行政では出しにくいということもわかる。先ほど、大槻委員がおっしゃった社協とのかかわりだったり、市立病院とのかかわりだったり、本来であれば行政からお金が回ってきて実施して

いることでもあると考えてみるとなんか、そこをクリアするとね、みんながみんな、行政ともみんな連携しているのになあときつとなるのになあと、なかなかどうしたらいいのかなあと考えてしまう。

そういう意味では役所内部でNPOとかかわりというのをどのくらい意識しているかという問題は以前からあるとおり、これからもそこはがんばっていただきたい。たとえば、市立病院が地域協働課と同じようなかわり方をしていれば違っていただろうし、社協も同じだと思うけれど、我々も含めてやっぱり縦割り感があるのだなと感じた。

宮城県小島氏：今までいろんな事業を展開している中で、実質的にはさまざまな形で協働に関わるような取組を実施されていると思うので、今言ったように支援オフィスを構えている、アクセス性に課題があるということであれば、別の場所に変えられないかどうか、今の場所でももっと周知して利用できたり、行政が各種の団体から直接に全部話を聞いていくというのはなかなか難しいことなので、オフィスが大きいNPOだったり、小さなNPOであったとしても愚痴とか提案を聞いて集約する機能をオフィスに待たせて、場合によっては直接話を聞いたりして、そこと行政との関わりを持たせるなど、そういう機能性を新たにオフィスに持たせるとか、連携会議にその機能性を負わせることもあるが、協働のあり方はさまざまな形があるとの視点も重要なのかなと思った。

佐々木会長：そろそろ議事（2）は終了したいなと思っているが、この9ページの解説にプラスアルファ付きで、いちおうこの方向でということ。

あとは、追加項目をどうするか、あとは基本方針1、2、3をどうするかということで、この委員会プラス行政側の調整が必要となってくる。

佐藤課長：今日の協議事項3というところで、このあとスケジュールを説明する。

佐々木会長：まず議事の（2）をこれで終了したい。次に、議事（3）今後のスケジュール、事務局説明をお願いしたい。

### （3）今後のスケジュールについて

【資料3】に基づき事務局説明

- ・ 次回は3月26日の週に開催
- ・ 次回協議事項は担当課意見の聴取、基本方針の見直し案、等

### （4）その他

## 4 その他

宮城県より、2月15日開催の「復興の先を考えるミーティング in 石巻」について説明  
次回開催予定は、3月26日週に実施、決定後通知することとなった。

## 5 閉 会